

漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針案（新旧対照表）

改正後	現行
<p>Ⅱ－３ 統合的リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１３ オペレーショナル・リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１３－２ システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１３－２－１ 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－３－１３－２－２ 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>① システムリスクについて代表理事をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。</p> <p>② 代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。</p> <p>(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を經由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</p> <p>③ 理事会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する理事を定めているか。なお、当該理事は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。</p> <p>④ 代表理事及び理事は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p>	<p>Ⅱ－３ 統合的リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１３ オペレーショナル・リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１３－２ システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１３－２－１ 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－３－１３－２－２ 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>システムリスクについて十分認識し、リスク管理の基本方針が策定されているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</u></p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>① <u>理事会は、コンピュータのネットワーク化の拡大等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）に関する方針が含まれているか。</u></p> <p>③ <u>システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</u></p> <p><u>また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</u></p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① <u>システムリスク管理部門は、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。</u></p> <p><u>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</u></p> <p>② <u>仕組開発部門は、新たな共済の導入時又は仕組内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか</u></p>	<p>(2) システムリスク管理態勢 (新設)</p> <p><u>システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</u></p> <p><u>また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</u></p> <p>(3) 安全対策</p> <p>① <u>安全対策の基本方針が策定されているか。</u></p> <p>② <u>定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理態勢を統括しているか。</u></p>

改正後	現行
<p>(4) 情報セキュリティ管理</p> <p>① <u>情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、内部規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他の共済団体又は保険会社における不正・不祥事件も参考に、必要に応じて情報セキュリティ管理態勢の改善を図っているか。</u></p> <p>② <u>情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティについて統括しているか。</u></p> <p>③ <u>コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。</u></p> <p>④ <u>共水連が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。</u></p> <p><u>利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システムを対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ</u></li> <li><u>・障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ 等</u></li> </ul> <p>⑤ <u>洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。</u></p> <p><u>また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・情報を利用する際の利用ルール</u></li> <li><u>・記録媒体等の取扱いルール 等</u></li> </ul>	<p>(4) システム監査</p> <p>① <u>システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。</u></p> <p>② <u>システム監査に精通した要員を確保しているか。</u></p> <p>③ <u>監査対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</u></p> <p>④ <u>システム監査の結果は適切に理事会に報告されているか。</u></p>

改正後	現行
<p>⑥ <u>利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与</u></li> <li>・ <u>アクセス記録の保存、検証</u></li> <li>・ <u>開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 等</u></li> </ul> <p>⑦ <u>機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。</u></p> <p>⑧ <u>情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを必要に応じてモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。</u></p> <p>⑩ <u>セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育を行っているか。</u></p> <p>(5) <u>サイバーセキュリティ管理</u></p> <p>① <u>理事会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン（令和6年10月金融庁）を参考に、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>可変式パスワードや電子証明書などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式</u></li> <li>・ <u>取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証</u></li> </ul>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証 等</u></li> </ul> <p><u>(注)不正アクセスによる利用者口座からの不正出金を防止するための措置を講じている場合(例えば、共済金振り込み金融機関口座(出金先口座)の指定・変更手続きにおいて、利用者口座と名義が異なる出金先口座への指定・変更を認めないこととし、さらに転送不要郵便により利用者の住所地に口座指定・変更手続きのための書面を送付するなどにより、利用者口座と名義が異なる出金先口座への振込みを防止する措置を講じている場合)は、取引のリスクに見合った対応がなされているものと考えられる。</u></p> <p>③ <u>インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供</u></li> <li>・ <u>利用者のパソコンのウィルス感染状況を共水連側で検知し、警告を発するソフトの導入</u></li> <li>・ <u>電子証明書をICカード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用</u></li> <li>・ <u>不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 等</u></li> </ul> <p>(6) <u>システム企画・開発・運用管理</u></p> <p>① <u>経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、理事会の承認を受けているか。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>② <u>現行システムに内在するリスクを適時洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。</u>  <u>また、システム開発・運用管理に当たっては、十分な予算や人的資源を配分しているか。</u></p> <p>③ <u>開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</u></p> <p>④ <u>開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。</u>  <u>また、システム開発の進捗状況について、システムの重要度及び性格を踏まえ理事会等に報告しているか。さらに、進捗状況等に問題がある場合、理事会等が必要な指示を行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>共水連におけるシステム不備により共済契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、仕組開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。</u>  <u>ア システム開発時の連携</u>  <u>共済契約に係る新しい共済や仕組みを導入する場合（これらを変更する場合を含む。）に、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門の間の連携が十分図られているか。</u>  <u>連携に当たっては、</u>  <u>(ア) 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。</u>  <u>(イ) 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、仕組開発部門、事務設計部門が主体的に関与しているか。</u>  <u>(ウ) 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。</u></p>	<p>(5) <u>プログラムミスの発生防止</u>  <u>共水連におけるシステム不備により共済契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、共済の仕組みの開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>システム開発時の連携</u>  <u>共済契約に係る新しい共済の仕組みを導入する場合（これらを変更する場合を含む。）に、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門の間の連携が十分図られているか。</u>  <u>なお、連携に当たっては、以下の点などに留意する。</u>  <u>ア 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。</u>  <u>イ 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、仕組開発部門、事務設計部門が主体的に関与しているか。</u></p>

改正後	現行
<p><u>(エ) 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。</u></p> <p><u>(オ) システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。</u></p> <p><u>等に留意する。</u></p> <p><u>イ システム開発時のチェック</u></p> <p><u>(ア) 仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、共済や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。</u></p> <p><u>(イ) 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。</u></p> <p><u>(ウ) 各部門におけるチェックについては、具体的な内容ごとに、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。</u></p> <p><u>(エ) チェックの方法が適切に選択されているか。</u></p> <p><u>ウ システム開発後のチェック・管理</u></p> <p><u>(ア) 仕組開発部門及び事務設計部門は、新しい共済や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。</u></p> <p><u>(イ) 新しい共済や仕組みの導入に当たり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。</u></p> <p><u>(7) システム監査</u></p>	<p><u>ウ 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。</u></p> <p><u>エ 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。</u></p> <p><u>オ システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。</u></p> <p><u>② システム開発時のチェック</u></p> <p><u>ア 仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、共済の仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。</u></p> <p><u>イ 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。</u></p> <p><u>ウ 各部門におけるチェックについては、具体的な内容ごとに、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。</u></p> <p><u>エ チェックの方法が適切に選択されているか。</u></p> <p><u>③ システム開発後のチェック・管理</u></p> <p><u>ア 仕組開発部門及び事務設計部門は、新しい共済の仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。</u></p> <p><u>イ 新しい共済の仕組みの導入に当たり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>① システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。</p> <p>② システム関係に精通した要員による内部監査や、外部監査の活用を行っているか。</p> <p>③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</p> <p>④ システム監査の結果は適切に理事会に報告されているか。</p> <p>(8) 外部委託管理</p> <p>① 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。</p> <p>② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。</p> <p>③ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。</p> <p>特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p> <p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>④ 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを適時モニタリングしているか。</p>	<p>(6) 外部委託管理</p> <p>システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</p>

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p><u>(9) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① <u>コンティンジェンシープランが策定され、緊急時態勢が構築されているか。</u></p> <p>② <u>コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断し得るもの(例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)策定のための手引書」(公益財団法人金融情報システムセンター編))を根拠としているか。</u></p> <p>③ <u>コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、共水連の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。</u></p> <p><u>また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。</u></p> <p>④ <u>コンティンジェンシープランは、他の金融機関等におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</u></p>	<p><u>(7) データ管理態勢</u></p> <p>① <u>データについて機密性等の確保のためデータ管理者を置いているか。</u></p> <p>② <u>データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について、適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(8) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① <u>コンティンジェンシープランが策定され、緊急時態勢が構築されているか。</u></p> <p>② <u>コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断し得るものを根拠としているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。  <u>また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</p> <p>③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、<u>最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する態勢</u>  <u>(例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること) となっているか。</u></p>	<p>(9) システム統合リスク</p> <p>① <u>共水連の役職員は、システム統合に係るリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。</u></p> <p>④ <u>システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。</u></p> <p>⑤ <u>不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。</u></p> <p>(10) 障害発生時の対応</p> <p>① 利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</p> <p>④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</p> <p>⑤ システム障害等が発生した場合、共水連において速やかに障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。</p> <p>また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</p> <p>⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</p> <p>また、システム障害等の原因等の適時傾向分析を行い、それに応じた対応策を採っているか。</p> <p>⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステム的な仕組みを整備しているか。</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ「共済事業実施機関に係る検査 マニュアル」を参照。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>② 障害が発生した場合、共水連において速やかに障害原因、復旧見込み等の公表を行っているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>II-4-12 障害者等への対応</p> <p>II-4-12-1 意義</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条に基づき、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害することが禁止されているほか、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮</p>	<p>II-4-12 障害者への対応</p> <p>II-4-12-1 意義</p> <p>組合は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条に基づき、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害することが禁止されているほか、社会的障壁の除去について必要かつ</p>

改正後	現行
<p><u>の義務が課せられており、組合及び共済代理店はこれを遵守する必要がある。</u></p> <p><u>また、組合及び共済代理店は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障害のために共済取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者（以下「障害者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障害のない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ－４－１２－２ 主な着眼点</p> <p><u>(1) 総論</u></p> <p>① 「<u>農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針</u>」（平成 27 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2636 号）の各規定に<u>基づき、適切に対応しているか。</u></p> <p>② <u>組合の取引に係る手続きにおいて、障害者等の共済取引の利便性を向上させるよう努めているか。</u></p> <p><u>また、組合の新しい手続きの導入の場合に、必要に応じて、障害者等に配慮した仕様を検討しているか。</u></p> <p>③ <u>組合が、障害者等に配慮した取組みを推進するに当たっては、国及び地方自治体などにおける障害者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。</u></p> <p>④ <u>障害者等から組合又は共済代理店に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障害者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替</u></p>	<p><u>合理的な配慮をするよう努めることとされており、これを遵守する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ－４－１２－２ 主な着眼点</p> <p><u>障害者への対応に当たって、「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2636 号）の各規定に則った適切な対応を実施しているか。また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p><u>策を検討するなどしているか。</u></p> <p>(2) <u>業務運営態勢等</u></p> <p><u>障害者等への対応状況を把握・検証の上、例えば、下記①～⑥のような方策を行うなどの取組みがなされているか。</u></p> <p>① <u>自筆が困難な障害者等への代筆について</u>  <u>障害者等のうち自筆が困難な者(以下「自筆困難者」という。)から、口頭で共済取引の申込みがあった場合、例えば、契約者の親族等が代筆したときは、組合の職員が代筆の理由を確認した上で、その事実を記録して残すなど、自筆困難者の保護を図った上で、代筆を可能とする旨の内部規則を整備し、十分な対応をしているか。</u>  <u>なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると考えられるため、取引関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範囲内に限られることに留意する必要がある。</u></p> <p>② <u>視覚に障害がある者への代読について</u>  <u>視覚に障害がある者から要請がある場合は、例えば、職員等が、当該者に係る取引関係書類を代読する規定を整備しているか。その際、個人情報の漏洩を防ぐとともに、複数の職員等が代読内容を確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残すこととしているか。</u></p> <p>③ <u>本人特定事項の確認について</u>  <u>本人確認書類として障害者手帳が利用されている場合は、「Ⅱ－４－７ 利用者等に関する情報管理態勢」を参照する。</u></p> <p>④ <u>情報発信について</u>  <u>障害者等に配慮した取組み等の内容について、例えば、組合が、障</u></p>	<p><u>また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>被害等の視覚・聴覚等で認識されるよう、情報発信に努めているか。</u>  <u>また、障害者等に配慮した取組みを行っている場合、その事例をCSR（「Ⅱ－5－2 CSRについての情報開示等」を参照のこと）事例として積極的に公表することが望ましい。</u></p> <p>⑤ <u>相談・苦情対応について</u>  <u>「Ⅱ－4－5 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）」を参照することとする。</u>  <u>特に障害者等から、自立した日常生活及び社会生活を確保することに係る業務に関わる相談・苦情等を受けた場合、その改善に向けた検討や取組みを行うよう努めているか。</u></p> <p>⑥ <u>研修等について</u>  <u>組合として、障害者等に配慮した取組みのために整備した態勢の実効性を確保するため、利用者対応を行う全役職員及び共済代理店に対し、障害者等に配慮した態勢について研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により周知しているか。</u></p> <p>Ⅱ－4－12－3 監督手法・対応  日常の監督事務や、<u>障害者等からの苦情等</u>を通じて把握された組合における<u>障害者等への対応</u>に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。  また、内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証する。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促す。</p> <p>Ⅲ－1－3 災害における金融に関する措置</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅱ－4－12－3 監督手法・対応  日常の監督事務や、<u>障害者からの苦情等</u>を通じて把握された組合における<u>障害者への対応</u>に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。  また、内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証する。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促す。</p> <p>Ⅲ－1－3 災害における金融に関する措置</p>

改正後	現行
<p>Ⅲ－１－３－１ 災害地に対する金融上の措置</p> <p>政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機密と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で</u>、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>（１） 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置</p> <p>① 組合において、共済証書等を焼失又は<u>流失等した被災者等</u>については、可能な限り便宜措置を講ずることを要請する。</p> <p>② 災害被害者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等については、<u>被災者等</u>の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。</p> <p>（２） 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、<u>速やかに</u>ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>利用者</u>に周知徹底するよう要請する。</p> <p>Ⅲ－１－３－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時</p>	<p>Ⅲ－１－３－１ 災害地に対する金融上の措置</p> <p>政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機密と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>（１） 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置</p> <p>① 組合において、共済証書等を焼失又は<u>流失した共済契約者</u>については、可能な限り便宜措置を講ずることを要請する。</p> <p>② 災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等については、<u>共済契約者のり災</u>の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。</p> <p>（２） 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>取引者</u>に周知徹底するよう要請する。</p> <p>Ⅲ－１－３－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時</p>

改正後	現行
<p>情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、<u>関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で</u>、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、<u>関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和7年1月31日から適用する。